

# 家族農耕と少子化への意志の発生

太田 素子

——会津藩産子養育制度関係史料を手がかりに——

## はじめに

十八世紀末から十九世紀初めになると、子どもの数を一人から二人に限定したいという文言はいたる所で見出される。

「孫は一人か二人あれば多くは不要のものじゃ、：（子沢山の人にたいして）犬の子を育つるように限りもなく子をあまた養育すると嘲笑う：」（宮貞定雄『民家要術』巻五<sup>(1)</sup>）「大高所持の者は格別、中より下々にては、子供二人まででは育て、多くは三人目より返す旨申す、一統之様：」（山崎由良治「存念書」天保五年<sup>(2)</sup>）

このような出生コントロールの本質的な動機はどこにあったのだろうか。貧困や飢餓などこれまで歴史学・民俗学で指摘された受身な理由のみならず、<sup>(3)</sup> 家の分割回避や家内労働力の賢明な管理など、能動的な経済活動と関係していたのではない。さらに、消費生活の向上や濃密な子育てなど、人々の積極的な幸福追及ともつながっていた可能性がある。

本稿では、近世日本の家族農耕と家制度下で、子育てに対する人々の意識性・計画性が、実際に増したのかどうかを、南山御蔵入の地方文書を通して検討してみたい。

なお、最近友部健一は近世後半期の人口停滞現象の主因はマビキ墮胎より低い出生力にあったと指摘している<sup>(4)</sup>。筆者も人口停滞現象の中でマビキ墮胎の果たした役割について慎重な限定が必要だと考えるが、例え量的に少なくとも、必要と考えれば敢えてマビキを行っても子ども数を限定しようとした意志の存在は重要で、低い出生力の背景を明らかにする上でもマビキ墮胎研究の意義が薄れたわけではないと考えている。

ところで、歴史学民俗学のマビキ墮胎研究が従来史料としてきたのは、藩政レベルの法令と意見書、三都の知識人の伝聞記事、二十世紀初めの聞き取り調査など間接的な史料であった。確かに近世のマビキや墮胎について、当事者の書いた文書史料を得ることは(皆無とはいえないが)極めて難しい。本研究では、①懐胎書上帳・死体披露書等とともに、マビキ禁止策<sup>(5)</sup>の中で村落指導者が書いた地方文書である養育料支給願いと、②在郷知識人のなるべく直接的な伝聞記事を重視することで、先行研究の実証のレベルを超えることをめざした。

## 第一章 会津藩産子(うぶこ)養育制度の概要と為政者の見たマビキの要因

### 第一節 成立過程

会津藩産子養育制度そのものについては、すでに松枝茂『会津藩の人口政策』や遠藤久江の一連の論稿<sup>(6)</sup>によって成立経過が明らかにされており、史料的にも『家世実紀』の復刻により主要な触書や意見書は、比較的容易に確認することができるようになっている。

そして簡潔にいうと、産子養育制度は三段階を経て成立を見たと考えられる。

まず第一段階は藩主が領民に向かって道義的な問題として禁止を教諭した時期である。寛文三(一六六三)年、寛文十一年、宝永四年、元文二年、延享二年、明和四年の被仰出書<sup>(7)</sup>などがこれにあたる。幕府の墮胎禁令(正保二<sup>(1)</sup>一六四六年)、乗児禁令(貞享四<sup>(2)</sup>一六八七年)と比較しても、また他藩と比べても早い時期から、「殺産子」(つまりマビキ)に限定した禁令

を出していることが特徴である。

第二段階は、社会から養育料を支給するようになった時期である。安永五（一七七六）年十一月と天明三年九月に、極窮で「養育及びかね」る者に臨時の処置として<sup>(8)</sup> 粃を支給した。藩人口が底をうつ事態になって初めて養育料支給が開始されたのだが、この臨時の処置が、産子養育制度の成立を準備して行く。

文化二（一八〇五）年、五代藩主恭定が手元金より五千両下付したのを契機に、民間の募金を募って基金を形作り、産子養育制度を成立させた。<sup>(9)</sup> これ以降が第三段階である。

こうした藩政全体を通じて、社会問題としてのマビキが論じられる様子に変化のあることが窺われる。十七世紀後半に他先駆けて禁令を発した藩主は、すでにマビキが「風俗」となっていると述べて、この慣行は古いが文治政治の浸透で消滅することへの期待を示唆している。しかし十八世紀半ばになると、「不況で増えた」らしいこと、「時の興戲言」にも頻繁に触れられるようになってしまったことを嘆いており、期待通りに消滅するどころか却って増大しはじめていることを示唆している。また嚴罰で臨んでは「諸人感服不改、反て罪人多く相成可きや」といった判断が働いており、マビキ慣行の根強さが窺われるのである。

これら産子養育制度の成立過程の研究も、民衆の習俗に対する共同体や藩政の関わりを探る上で興味深い問題だが、ここでは触書や上書から明らかになる範囲で、為政者たちがマビキ慣行の要因をどのように見ていたのかという点だけを探っておきたい。

## 第二節 「困窮にして手間不足」ということ

安永五年奉行が産子養育について改めて注意を喚起したところ、郡奉行から奉行に対して、教諭だけでは事態が改善されないという意見があげられた。教諭を待つまでもなく地下においても子どもは育てたいのが人情ではあるが、五、六歳までは手間がかかり、「百姓共別而農業の時を違わず心得より、困窮にて手間不足の者は」<sup>(11)</sup> 養いかねるのだというのである（傍

点引用者)。つまりマビキや墮胎の動機は、單純に貧困ということより、家族農耕の労働力と子育ての手間が厳しく矛盾するところから、時期を違えず農耕を進めようとすれば、子どもの数を制限せざるを得ないのだと説明している。郡奉行は、村落指導者たちと接触する機会が多いことから、彼らの見解を代弁している可能性がある。

家族農耕の労働力確保と出産・育児の矛盾は、例えば「夫役御定」の妊婦の夫の夫役を免ずる規定（寛政十年<sup>(12)</sup>）にも窺える。この規定は、第一子の場合妊娠八ヶ月、産後四ヶ月まで、第二子は産後が八ヶ月まで、第三子以降は産後十二ヶ月まで、ただし初子が十歳になれば産後八ヶ月まで夫の夫役を免ずるという規定である。育児介護のための夫役免除というよりは、産前産後妻の労働力が欠けることを考慮しての夫役免除ではないかと思われる。

ところで、先の安永五年の郡奉行の意見は、さらに続けて凶作続きの飢饉で、「衣食不事足」やむを得ずマビキが行われるのだという点にも触れている。そのように凶作や飢饉が一時的に大量の出生制限を招くことがあったとしても、それだけに解消できない、いわば平時にあっても家内労働力との責めぎあい（「子不便」<sup>(13)</sup>）を理由とした出生制限があったと考えられていたことは重要であろう。

### 第三節 「子沢山の不仕合」という認識

延享二（一七四五）年の被仰出書には、「大勢子共持候<sup>(14)</sup>、不仕合ニ而ハ頼ニ不成候」、子沢山は必ずしも不仕合せになるとは限らないと述べている下りがあり、かえって一般には子沢山が嫌われていたことを示唆している。

会津藩の産子養育制度においては、産子養育料の支給基準と多子養育の報償の基準が細かく決められている点が興味深いのだが、その基準の中に当時の人々が「育児の負担」をどのように意識していたかが現れている。

例えば、文政七（一八二四）年「地下儉物条目」<sup>(15)</sup>は、出産後の母親の死亡などで乳不足の赤子に対する乳子料（三歳まで毎年一兩一分）、十歳以下の子ども三人持ちに対して一人扶持（末子三歳まで、また特に三人のうち二人までが三歳以下の場合二人扶持）、衣服料（六歳以下三人以上の場合、年一分二朱）、双子養育料（二十五俵）など、四種類の養育手当を規定している。食費

は米で、乳母や衣服の代金は金という二本建ても興味深いが、ここには子育ての困難が乳不足と、十歳以下三人以上の子持ち、三歳までの養育、双子という四点で捉えられているところが面白い。会津藩の施策は夫役免除の規定にしても、この養育料の基準にしても、他藩に比べると具体性を持っているようだ。

いっぽう、多子養育の報奨は、十歳以下三人持ちに羽織着用を許可、四人持ちに脇差し許可、五人持ちに上下着用許可、五人以上の子どもを育てあげたものに羽織、七人以上に脇差し、八人以上に上下許可というように、多くの子どもを育てた（ている）者に服飾という明示的な形で名譽を与えるという方法をとっている。いずれにしても三人以上の子どもを育てるということとは、大仕事であり、五人以上育てた人は奇特な人だと見做されていたことになる。

このように藩政文書は、飢饉や飢餓に加えて、家内労働力の不足と子沢山を嫌う民衆の心理を出生コントロールの要因として捉えている。それでは、地方文書のレベルではどうなのだろうか。次に南会津地方に残された養育料支給願いを見てゆこう。

## 第二章 「産子養育手当控」にみる農民家族の子育て

南山御蔵入というのは現在の福島県南会津郡および栃木県塩谷郡の一部で、近世には会津領に含まれていた時期と幕府直轄地だった時代とがあるが、幕領の時期にも会津藩が統治を任されていたので、産子養育制度もほぼ同様に施行されていた。ここでは「南山御蔵入産子養育手当控」<sup>16)</sup>（松枝茂氏収蔵史料）を手がかりとしながら、養育料を必要とする貧農家族の子育てや出生制限の実態と意識を探ることにしたい。

この「南山御蔵入産子養育手当控」は、文化十四（一八一七）年〜天保七（一八三六）年まで十二年分、百六十二例の願書控えを含んでいる。控えを書き残したのは中荒井組肝煎で、川島組養方任役渡部四郎左衛門である。川島組は田島から南下する日光街道沿いの十二ヶ村からなり、人口は二千六百人弱、年間四十人前後の赤子が生まれる地域であった。先行研究も

この史料に注目しているが、いずれもマビキ慣行の動機研究という視角に限定してはいないので、改めてこの視点から史料を分析し直して見たい。<sup>(17)</sup>

### 第一節 化政期における貧農家族の実態とマビキ慣行

ところで願書控の百六十二通は、その家族の特徴と書き方から二つの時期に分けて考えることができる。まず、文化十四年～文政七年は制度の定着をめざす試行錯誤の時期で、支給対象をめぐって代官と村落指導者のやり取りが数回見られる。そして三年間の欠落のあと、文政十一年～天保年間の様式が確立した為か、控には特別の事情のあるもの以外は家族構成のみが記されて申請の理由は省略されるものが多い。両者の間では、家族構成にも微妙な違いが指摘できそうである。そこで、第一、二節では前半期を扱い、第三節で後半期を分析する事にしたい。

#### (一) 願書の文言のなかに見られるマビキ慣行を示唆する表現

養育手当支給願は、本人が代官宛に願書を起草し肝煎または養育方任役が添え書きをするという形式を取っているが、本人の起草もほとんどの場合肝煎・任役の代書であろう。養育料の支給を願うのだから、いかに困窮しているかという事情と基準に合致する子沢山だということが記される。困窮の事情は、まだ初冬なのに来秋までの食を賄う穀物が既に無いとか、冬なのに綿入れも着られずにいる、などという形容で説明されることが多い。また困窮の原因は、稼ぎ手が病氣、働き手が夫婦のみで看護養育に労働力をそがれる、天災による家屋や田畑の被害、商品作物(主にタバコ)の値下がりなどがあげられることが多い。これら願書の文言のなかでまず気のつくことは、村落に生活する人々もマビキ慣行の実在を当然のように語っているという事実である。

例えば「出生取揚兼候処……」②①①なのだが、御仁政に應えるために取り上げたとか、「宿習改、不仁之義不致様……」②という肝煎の教諭を受け入れた等々。「十才以下四人目之産子ニ相違無御座、誠ニ御仁政相守取揚候義ニ候へハ……」④という表現なども、四人目の子どもは本来は取り上げられないといったニュアンスを含んでいよう(○付数字は、表1の史料番号と

表 1 養育御手当願にみられる貧農家族と子どもの存在状況

申請年	史料番号	夫と妻の年齢差	妻の初産年齢	子どもの年齢の間隔				家族構造					備考
				第1子 第2子	～第3子	～第4子	申請児とその前の子の間	家族形態	人数				
									老人	成人	内数(女性)	子ども	
文化14年	(1)		23	4	8	—	8	複合 " 直・三世代	2	3 (1)	3	8	弟35歳 叔父74歳 盲人アリ
	(2)	4	17	2	5	—	5		1	2 (1)	3	6	
	(3)	12	19	7	—	—	7		1	2 (1)	2	5	
文化15年	(4)	13	17	2	2	5	5	直 直 直 直 直 単婚 単 単 直 直 複	—	4 (2)	4	8	後家          叔父75歳
	(6)	0	22	12	6	—	6		1	2 (1)	3	6	
	(7)	3	19	5	—	—	5		—	4 (3)	2	6	
	(8)	—	19	1	13	—	13		1	2 (2)	2	5	
	(9)	15	23	4	3	—	3		2	2 (1)	3	7	
	(10)	0	25	4	3	4	4		1	2 (1)	4	6	
	(11)	9	19	6	3	2	2		—	2 (1)	3	5	
	(12)	7	21	5	2	1	1		—	2 (1)	3	5	
	(13)	4	24	3	—	—	3		—	3 (2)	2	5	
	(14)	8	21	6	8	—	8		1	2 (1)	3	6	
	(15)	4	17	2	6	—	6		1	2 (1)	3	6	
文政二年	(16)	8	—	7	7	—	7	直 単 直 直 直	1	3 (2)	3	7	後妻か    盲人アリ
	(17)	5	21	2	6	—	6		—	2 (1)	3	5	
	(18)	6	21	2	—	—	2		—	3 (2)	2	5	
	(19)	4	18	3	4	—	4		2	4 (2)	3	9	
	(20)	1	19	3	6	—	6		1	2 (1)	3	6	
三年	(22)	5	27	2	3	4	4	単	—	2 (1)	4	6	
文	(25)	7	23	8	—	—	8	直 複	1	2 (1)	2	5	弟31, 18歳
	(26)	13	15	3	1	—	1		2	4 (1)	2	8	

政 四 年	(27)	7	19	4	—	—	4	} 4.2	直 複 直 單 單 直 直	—	5	(3)	2	7	妻 葉 弟 19 歳 乳 子 料 申 請
	(28)	3	22	2	—	—	2			—	4	(1)	2	6	
	(29)	5	21	6	7	—	7			—	1	(—)	3	6	
	(30)	6	23	5	—	—	5			—	2	(1)	2	4	
	(31)	9	21	5	—	—	5			—	2	(1)	3	4	
	(32)	15	23	4	3	—	3		2	(1)	3	7			
	(33)	2	21	4	3	—	3		2	(1)	3	7			
文 政 五 年	(35)	4	16	5	6	—	6	} 5.7	直 直 直	—	3	(1)	3	6	父 は 盲 目
	(56)	9	18	5	3	—	3			1	2	(1)	3	6	
	(37)	1	30	4	8	—	8		1	(1)	3	6			
文 政 六 年	(38)	1	23	1	—	—	1	} 3.3	直 直 直 直 直 直 直 直 直	—	5	(2)	2	7	後 家 乳 子 料 申 請
	(39)	6	22	5	3	—	3			—	2	(1)	3	7	
	(40)	8	23	5	—	—	5			—	1	(1)	2	5	
	(41)	3	16	5	2	5	5			—	1	(2)	4	8	
	(42)	5	19	3	—	—	3			—	—	(2)	2	6	
	(43)	8	20	5	2	—	2			—	1	(1)	3	6	
	(44)	6	19	8	4	3	3			—	1	(1)	4	7	
	(45)	4	17	8	4	—	4			—	1	(1)	3	6	
	(46)	4	20	5	—	—	5			—	—	(2)	2	5	
	(47)	—	19	5	4	—	4		1	(2)	3	7			
	(48)	1	18	1	—	—	1		—	(2)	1	5			
文 政 七 年	(49)	5	18	4	—	—	4	} 4.0	單 直 直	—	2	(1)	2	4	
	(50)	11	22	6	3	—	3			—	2	(1)	3	7	
	(51)	6	18	4	5	—	5				—	(2)	3	7	
文 政 十 一 年	(53)	3	22	3	4	2	2	} 2.4	直 直 直 單 直 直 直	1	4	(1)	4	9	病 人 ア リ
	(54)	13	16	2	—	—	2			—	1	(2)	2	7	
	(55)	9	22	3	4	2	2			—	1	(2)	4	8	
	(56)	—	24	7	4	—	4			—	—	(1)	3	5	
	(57)	5	23	3	2	—	2			—	—	(2)	3	7	
	(58)	8	18	4	3	—	3			—	1	(1)	3	6	
	(59)	5	19	1	—	—	1			—	—	(2)	2	5	
	(60)	0	21	3	2	3	3		—	(2)	4	9			
文 政 十 二 年	(61)	12	(34)	(15)	1	3	3	} 2.6	直 直 直 複 單	1	3	(2)	3	7	後 妻 か ・ 盲 人 ア リ 後 妻 か
	(62)	17	(36)	(8,9)	2	2	2			—	—	(1)	4	7	
	(63)	—	30	3	—	—	3			—	1	(2)	2	7	
	(64)	11	18	3	—	—	3			—	1	(1)	2	7	
	(65)	3	31	2	—	—	2				—	(1)	2	4	



対応)。養育料支給願という文書の性格を考慮しても尚、文書がありもしない「宿習」にくり返し言及すると考えるのは不自然である。

(2) 兄弟間の不自然な年齢差

これと符合するのが、申請児とその前の子どもの年齢差の大きさだ。文政十四年十五年といった早い時期の願書ほど上の子どもと八年～五年も年の離れた第三子が目立ち、その間に取り上げられなかった子どもの存在を疑わせる。平均値で見ても六・七年(文化十四年)、四・三年(文化十五年)から二・四年(文政十一年)、二・六年(文政十二年)への変化は、次節で触れるように産子養育制度が機能する中で、マビキによる出生制限が行いにくくなった結果か、あるいは申請対象の階層が変化した結果である可能性が大きい(表1参照、尚前半から後半への変化が見られるようにこの表は文政末年まで含めた)。

(3) 養育困難な理由の説明の中に占める婦人労働の必要性

次に養育困難の理由からマビキの動機となりうるものを検討して見よう。先に見たように、病気、災害、作物の価格暴落などが出生制限の強い動機となることは確かであろう。しかしこれら臨時におこる問題のみならず、家族農耕とのかかわり婦人労働と子育てが常に矛盾するものとして意識されていたことは重要なことと思う。

「大勢之老若取扱候へハ、女房義ハ農業御一向出来不申…」⑩「大勢之子供養育致候而ハ、諸入用ハ相高ミ、農業之働ハ出来かね…」⑪等々。十九世紀前期にかかれたマビキ禁止を説く多くの教諭書は、マビキ墮胎の動機の一つに女性が身の安楽を求めることをあげている。しかし願書に見られる貧農家族では「安楽」というより女性の労働力抜きに農業が成り立たないところから子ども数の制限を必要としていたようだ。

実際、願書を提出した家族の構造を分析すると、働き手二名のみという家族が、文政十二年までの乳子料申請を除く五九例中三十一例を占めている。働き手が夫婦と母親の三名という例も九例あり、これだけで全体の三分の二を占める(表1)。この二～三人という働き手に養育と介護の負担もかかるので、近世農村の子育てはまさに家族農耕の労働力確保との責めざあいの中で行われたことがわかる。子どもの数を制限したいという意志は、家族農耕という生産様式と深く関って生まれた

といつても過言ではないのではないか。

## 第二節 多子奨励策をめぐる藩と共同体

(一) 中農以上にマビキ対策を

途中に数回、任役一同の意見書控えが残されている。必要な意見はあげることが、勤めだと観念されていた様子があり、しかし多くの場合、意見は取り上げられない。

はじめの意見書は、この制度が南会津地方で施行されてまもない文化十四年十二月に「乍恐以書付存寄御伺申上候」という標題のもと、上郷二ヶ組任役四名連名で代官宛に提出されている。ここでは、「難渋の者子供三人持」ち以上、「極々難義」が明らかかなものでは二人持ちでも養育料支給願いを出すようにという藩の基準に対して、実際に難渋のものたちは養育料を受けても養育できない、むしろ「中通り以上」の者にも養育料を支給するようにすれば、世間体や任役への遠慮から産子を取り上げざるを得ないだろうという。

「実躰難渋の者共、子供余計ニ養育仕候而ハ御百姓勤も差支、乍恐御手当被成下置候而も少し余分無之候而ハ、実躰養育及兼候義候：」（傍点句読点は引用者、以下同様）

「中通り以上之者共ニ候共、三人持より此度養育御手当被下置候義ニ御座候ハハ、産子出来次第取揚不申候而ハ御仁政之御趣意ニ背キ候義ニも相成、世間見聞と任役被仰付候者へも遠慮在可之義ニ奉存候：」

丁寧な口調で書かれているものの、内容は農民の生活実態に即して驚くほど率直である。養育料をもらっても、多少の余裕がなければ実際には養育出来ないだろうとか、中農以上なら世間体と遠慮が奏効して多子奨励の実効が上がるだろうという指摘は農民の生活感覚を良く知っている村落指導者ならではの表現なのだろう。

そして、出生制限との関係で興味深いのは、余計な子どもを養育しては農業に差し支えると、ここでも家族農耕と子育ての矛盾が少子化の理由の第一に上げられていることだ。「余計」という言葉は「余分で不必要なあまりもの」という意味あ

いを持っているが、この言葉が思わず使われていること自体、農事と家の存続から割り出された適切な子ども数が存在するという農民の計画性を無意識に前提にしているのではないか。また、中農以上でもマビキを行っていると考えているし、マビキ禁止には世間体と遠慮という共同体的な規範に依拠するのが実際のだと考えられている。

さらに続けてこの意見書は、上層農民についても離乳前に次子が生まれた場合には願書がなくても乳子料を出すように、七―八歳以下三人持ちには階層を問わず養育料を支給するようにすれば多子奨励に実効があるだろうとつけ加えている。乳児二人持ちとか幼児三人持ちとか、村落指導者は子育ての困難を実に具体的に捉えている。そしてはじめから貧農層では多子奨励は無理だとみなされているのである。

この意見書は却下されたようで、代官は年度末には却って基準に合わないものまで申請しないようにと改めて申し渡した。

(2) 制度の改変と定着

さらに翌文化十五年（文政元年）、今度は田島組、高野組、川島組の三組の触継ぎ名主と任役六名が連名で、養育料の申請と支給を年二度に分けて欲しいという意見書を上げている。生まれたときにすぐ手当が支給されなければ育てがたいので、せめて年二回支給して欲しいというのだが、その後の経過から見るとこの意見も却下された。

三度目の意見書は、文政六年十一月、南山御蔵入り十九組の触継名主と任役三十八名連名で代官宛に出されている。養育料支給は七年目を迎えたが、申請額は初年度の十倍に達し元金を減らすようになって、このままでは七―八年先には制度の存続が危ぶまれる状態である、さしあたって手当を減らすしか解決策がなく、「難波の深淺」を吟味しているが、支給基準の子どもの年齢を引き下げて対象を減らすのもやむを得ない状況になっていると述べる。次いで総代五名の連名で、改定する基準案を具体的に提起している。それは、七歳以下二人持ちで二分、十歳以下三人持ちで一両、十歳以下四人では一両一分、乳子料一兩二分、双子手当二兩二分、という案だった。子ども二人持ちが十歳から七歳に下げられたほか、少しずつ金額が減っている。

ところが一年後の文政七年十月七日になって、藩の裁断を得た代官からの返事は、任役たちの意見よりずっと厳しい基準

年齢の引下げを内容としていた。乳子、双子、十歳以下四人は従来通りとするが、子ども三人の場合は八歳以下に、二人の場合は五歳以下極窮者に対して、という形に対象を狭めるというのである。額を引き下げても対象をできるだけ広くという村落指導者の意思とは異なって、藩の方は支給額を変えず一層限定した多子家族に援助しようとしている。

村落指導者からは再び意見書が出された。額を一層減らしても、三人四人は十歳以下、二人は七歳以下という年齢基準にこだわったものであった。彼らは達しの通りでは「過分に願人相減シ」困窮の者の必死の養育に答えられない、困窮民は手当をあてにして取り上げている（乍恐御手当方心当仕出生取揚候）のだから、対象をしぼっては、この制度（仁恵）を空しくしかねないと。そして、翌文政八年から十年の控文書は欠けており、十一年から再び残されている。

この制度改変をめぐる意見の食違いは何を意味していたのだろうか。村落のマビキ慣行の実態についての認識の違いを含んでいたのだろうか。また三年間の文書の欠落は、この意見の食違いと関係があったのだろうか。文書の範囲からは、いくつかの可能性を指摘できるに留まるように思う。

一つには、七年間に申請額が十倍になったという問題がある。制度が広く知られるようになれば、申請者が増えるのはありうることである。しかしそれにしても、肝煎りの意見書にあったように養育料を当てにして実際子どもが増えたのだろうか、それとも養育料を受けることが特別視されなくなって、申請する階層が中農まで広がったのだろうか。

はじめから肝煎り層には中農まで支給対象を広げないと実効がないという判断があったし、困窮の度合いの判断は主観的なものだから、十歳以下二—三人以上という基準にさえ合致していれば、申請者は中農にまで拡大していった可能性が高い。「難渋の深淺を吟味」という課題が、肝煎りと代官双方から触れられているのはそのためではないか。つまり、養育料を当てにして子どもを増やしたのは極貧者のみならず、むしろ経済的にも労働力からも「少し余分」（文化十四年の意見書）のある中農層で、養育料を当てにした出産が増えたということではないのだろうか。この点は、この地域の宗門改帳の発掘など別の側面からさらに実証を積み重ねていく必要があると思う。

そしてもしそうだとしたら、制度の改変は階層を問わず一層多子家族にのみ手厚く報いるという方向性を持っていたこと

になる。金額が不十分にしかない場合、困窮の度合いで対象をしなければ単なる貧窮対策に近づき、肝煎り層の判断のように広く薄く手当てを出せば政策の意味が薄まり、藩がしたように年齢を下げて多子を強調すれば支給対象となる階層は逆に拡大するからである。

### 第三節 農民家族と木地曳き家族——天保期の願書に見る家族構成

天保三年には、四十八件という大量の申請が行われた（十四件は継続申請、新出願いは三十件、乳子料申請四件）。△子ども十歳以下三人▽という基準に相当するのは、四十五件中二十四件、△子ども十歳以下二人でも極貧▽に相当するものは、二十一件であった。

家族構成で特徴的な点は、この頃対象として掌握されてきた木地曳き家族の子沢山と、貧農の少子家族がまったく対照的なことである。木地職人は、継続の十八件中五件、新規の三十件中五件、合わせて十件が含まれているが、その内二件はこの年の途中で他の組に移住したために申請対象から外されており、定着性の強い農家とは異なった生活スタイルを持っていることが反映している。

そして農家とはまったく対照的な大家族が多い。例えば横川村利右衛門の家族は、五十四歳と四十二歳の夫婦の間に、十七歳、十五歳、十二歳、十一歳、九歳、六歳、四歳、二歳、と実に八人の子どもがおり、八十四歳の父親も健在で十一家族である。ところが本当は八人の上に、既に家を離れている子どもが二人いるので、利右衛門の妻は、二十歳前後から四十歳すぎまでの間に十人の子どもを産んでいたことになり、一く三年の出産間隔で二十年間産み続けていたことになる。

このような木地曳きの家族と比べると、農家では子沢山でも半分しか子どもはいない。例えば、子沢山が特に申請理由の中で強調されている中荒井村の山三郎の場合、五十四歳と四十二歳という丁度同じ年齢の夫婦の間に、二十三歳、八歳、七歳、四歳、〇歳という五人の子どもがある。山三郎は「殊ニハ大勢ノ子供養育仕候ニ付而ハ存分之農業之働も出来不申、弥上極貧ニ相成…」と、子ども世話が大変で農事に支障があり、それが貧困の一つの原因だと強調しているのである。

申請対象となる子どもの母親の年齢の平均は、二十八、七歳なのでまだこれからも子どもの数が増える可能性が高く、平均子ども数もその様なものとして考えなければならないが、木地曳き家族が平均五、三人であるのに対して、農家のそれは平均二、六六人である（乳子料申請例は母親が死亡しているので除いて平均を求めた）。比較的夫婦の年齢が高いものを探して行くと、次のような家族が、農家としては典型的な家族の構成を示している。

中荒井村 小平治四十歳、妻三十七歳、子ども六、三、〇歳三人、占めて家族五人。

糸沢村 源七 四十歳、妻三十二歳、子ども十四、五、〇歳三人占めて家族五人。

関本村 善三婿四十一歳、妻三十五歳、子ども九、五、〇歳、善三五十八歳、父親七十三歳占めて家族七人。

山の民と農民のこの子ども数の違いは、同じ時代に地理的に近い場で暮らしていても、家族の生活戦略のようなものが出生力に大きな違いをもたらしている事を示唆しているように思われるのである。

最後に、それではなぜ農村の人口政策としての養育料支給に、木地曳き家族がこれほど登場するようになったのだろうか。その疑問は、史料を読み進むうちに解消した。天保五年の控え文書の中に、木地曳きの家族六軒が百姓に転職し村に定住することを希望しているので認めて欲しいという代官宛の文書が挟み込まれているのである。藩の施策なのか肝煎り層の村落経営上の判断なのか不明だが、多子家族である山人を村落経営の中に組み込み、移住を促進するところまで人口政策は徹底していたのである。

終わりに——異なった階層へのマビキ慣行の広がりや残された課題——

延享二年被仰出書は、「御家中にても困窮に不限、輕者には粗有之様ニ相聞候<sup>(18)</sup>」と下級武士のマビキに言及している。

この点をさらに具体的に述べるのは、寛政三年儒者上田冬藏の上書<sup>(19)</sup>である。上田は、マビキを切実に願うのは女性だといふ認識を持っており、奉公人など下層の女たちの影響を受けて武家の女性も子沢山を嫌うようになった、こうした女性たち

にマビキ禁止の教諭は直接届いていない(「女子に教えなきゆえ」)から、マビキ対策は実効がないのだという。

それでは武家の女性たちはなぜ子沢山を嫌うのだろうか。この点について上田は「婦人も数子養育に御氣力も費え候故、夫に進て子を養する事を止め、一身安楽に耽る事をのみ」思うのだと、まず「一身の安楽」をマビキの動機としてあげる。また、婚家先で無礼な事があれば戻れという教育を小さいときからするので、夫家を蔑視し子沢山は将来の「一身の身振りの障」として嫌う傾向があるのだとのべる。後者は「嫁しては夫に従う」という近世武家の女性像から程遠く、会津武士の特殊な事情があるかも知れない。しかし前者は、各地の文書で共通する論点の一つで、平和が続いた時代の生活水準の向上が女性に少子化への希求を育み、それは貧農家族のマビキとは異なった意味を持ったように思われる。

また農民的な文書でも、幕末の史料になると、「一身の安楽」が理由にあげられるようになる。会津藩領内ではないが、隣接する棚倉藩領内下河内村(福島県双葉郡河内村)庄屋相役を勤めた佐久間義隣「一夜雑談」(慶応二―一八六六年)は、商品経済の浸透によって生活態度に変化が起き、マビキが慣行化している様子を述べている。このような生活意識の変化とマビキ慣行の関係については、改めて検討の機会を作りたいと考えている。

#### 註

- (1) 宮負定雄『民家要術』天保二年、山住正巳ほか編『子育ての書』第三卷所収。
- (2) 山崎由良治「存念書」『佐倉市史』第二卷、
- (3) 高橋凡仙『墮胎マビキの研究』中央社会事業協会、一九七三年。同『日本人口史の研究』全三卷、日本學術振興會一九四一―五六年。本庄栄治郎『日本人口史』『本庄栄治郎著作集 第五冊』所収、清文堂出版、一九七三年。千葉徳爾『問引きと水子』農文協、一九八三年など。これら先行研究の批判的検討については、拙稿「近世日本の少子化と子育て」上野千鶴子他編『家族の社会史』一九八七年、岩波書店所収参照。また、より詳しくは註(5)『近世日本マビキ慣行関係史料集成』所収予定の拙稿「共同研究の総括的まとめ」を参照されたい。

- (4) 友部健一「近世日本農村における自然出生力推計の試み」『人口学研究』第十四号、一九九一年五月。SAITOH Osamu: Infant-  
fide, Fertility and Population Stagnation: The State of Tokugawa Historical Demography; JAPAN FORUM, Vol. 4, No. 2,

- (5) 菊池義昭「仙台藩の赤子養育制度と懐妊出生調査」『社会福祉学会編『社会福祉学』第三二―二号、一九九一年。沢山美果子「近世農民家族における『子産み』と『産む』身体——出産管理としての仙台藩の赤子養育仕法を手がかりに」『日本史研究』三八三号、一九九四年七月。太田素子編『近世日本マビキ慣行関係史料集成』一九九五年五月出版予定。
  - (6) 松枝茂『会津藩の人口政策』大東文化大学東洋研究所、一九六六年。遠藤久江ほか「近世東北における救済の実態Ⅰ―Ⅲ」『会津短期大学研究年報』四七―一九号、一九九〇―一九二年。
  - (7) 『家世実紀』卷二三、三七、九二、一三七、一五一、一九三など。
  - (8) 『家世実紀』卷二〇八、二一九など。
  - (9) 『家世実紀』卷二七四。
  - (10) 「町奉行神尾大藏、産子養育並品々御前へ存寄申上候趣」『家世実紀』卷一五三、延享三年正月。
  - (11) 前出、『家世実紀』卷二〇八。
  - (12) 「夫役御定」、新井円次著『福島県耶麻郡誌』所収。
  - (13) 『育児篇』、前出『日本人口史之研究』第二卷所収。
  - (14) 「産子を殺候義、不慈之事ニ而、甚御嫌被成候旨被仰出」『家世実紀』卷一五一、延享二年六月。
  - (15) 耕月亭醒戒『民草日記』所収、松枝茂氏所蔵。
  - (16) 五十嵐勇作氏解説、遠藤久江氏解説によって、前出『近世日本マビキ慣行関係史料集成』に所収。以下、この史料の引用については、本文中に年月日を記して特に注記はしない。
  - (17) 前出、松枝『会津藩の人口政策』九八―一一五頁、遠藤「近世東北における救済の実態Ⅲ」にこの史料の紹介がある。
  - (18) 註(14)参照。
  - (19) 「…儒者上田冬蔵存寄申上」『家世実紀』卷二百四十、寛政三年七月。
  - (20) 佐久間義隣『一夜雑談』上下二冊、慶応二年十二月。引用は『福島県文化センター研究報告』第一号、庄司吉之助論文による。
- 付記 史料「南山御蔵入産子養育手当控」の復刻は、松枝茂氏、遠藤久江氏、五十嵐勇作氏のご努力の積み重ねに多くを負っています。また筆者がこの史料を閲覧する機会をえたのは、トヨタ財団研究助成によるマビキ墮胎慣行関係史料の収集と復刻という共同作業に拠っています。先学諸氏、財団関係者に深く感謝いたします。
- (郡山女子大学・教育史)